

本商品は新規のお取扱いを終了しております

特別金利定期預金2026「スーパー定期IB」 自由金利型定期預金 <M型> [単利型・複利型]

(2026年7月1日現在)

商 品 名	特別金利定期預金2026「スーパー定期IB」
取扱期間	2026年7月1日 ～ 2026年8月31日 ※市場動向により、期間内であっても取り扱いを一時停止または終了する場合があります。
販売対象	当金庫の個人インターネットバンキングをご利用いただいている方。
預入期間	1年 ・ 3年
種 類	自動継続（元金継続または元利金継続）の取り扱いとなります。
預 入	
(1) 預入方法	個人インターネットバンキングを利用した一括預入 個人インターネットバンキングにログイン後、画面上から定期預金の新規預入を受付ます。 預入はお客様が登録された普通預金口座からの振り替えに限りです。現金での預入受付はできません。
(2) 預入金額	一口の預入金額は10万円以上300万円未満
(3) 預入単位	1円単位
お取扱時間	月曜日7:00～24:00 火～金曜日0:00～24:00 土曜日0:00～21:50 日曜日・祝日8:00～24:00
払戻方法	満期日以後に一括してお支払いします。 ※お客様が登録された普通預金口座への振り替えに限りです。現金でのお支払いはできません。
利 息	
(1) 適用金利	固定金利 [単利型] <預入期間 1年> 固定金利 年0.600% を約定利率として満期日まで適用します。 ※満期日における自動継続後の利率は、継続日における当金庫ホームページ掲載のインターネット専用定期預金「スーパー定期IB」1年ものの利率を適用します。
(2) 利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
利 息	
(1) 適用金利	固定金利 [複利型] <預入期間 3年> 固定金利 年1.000% を約定利率として満期日まで適用します。 ※満期日における自動継続後の利率は、継続日における当金庫ホームページ掲載のインターネット専用定期預金「スーパー定期IB」3年ものの利率を適用します。
(2) 利払方法	6か月毎の複利で計算し、満期日以後に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利計算となります。
税 金	お利息に20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優のご利用はできません。
手 数 料	不要です。
付加できる 特約事項	ございません。 ※総合口座の担保とすることはできません。
中途解約時の 取扱い	個人インターネットバンキングにログイン後、画面上から解約手続きをすることができます。解約手続きの後、解約日に当初元金と利息を合算した金額をお客様が登録された普通預金口座へ入金します。 ※現金でのお支払いはできません。 満期日前に解約の場合は、定期預金の中途解約利率一覧表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
金利情報の 入手方法	金利は当金庫ホームページをご覧ください。
その他	この商品概要説明書に定めのない事項については、通常の定期預金規定により取り扱います。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:0120-964-522)にお申し出ください。 紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。 富山県弁護士会紛争解決センター (電話:076-421-4811) 金沢弁護士会紛争解決センター (電話:076-221-0242) 福井弁護士会紛争解決センター (電話:0766-23-5255) 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-2249) 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考 となる事項	・本商品の預入には、個人インターネットバンキングをお申込みいただく必要がございます。 ・お取引店は、個人インターネットバンキングの代表口座店となります。 ・無通帳取引となりますので、通帳・証書は発行いたしません。通帳・証書に代えてインターネットバンキングの「定期照会」メニューより残高や内容をご確認ください。 ・初めてインターネットバンキングをご利用なされる場合は、手続き完了後「画像認証カード」が送付されます。定期預金の新規預入は「画像認証カード」送付後に可能となります。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合 には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)